

第210回（令和5年5月28日施行）

3級商業簿記

第1問

簿記上の取引の仕訳を通じて、記帳原則と勘定科目の使用についての基礎的な理解を問う問題です。

1. 従業員が出張旅費の概算払いをする場合の仕訳を問うています。具体的な支出が明らかになるまでは、支払った金額を仮払金勘定に計上します。
2. 商品を仕入れた際に小切手による支払いと掛け買いをした場合の仕訳を問うています。小切手の振り出しは当座預金勘定に計上し、掛け買いは買掛金勘定に計上します。
3. 借り入れを行い、借用証書の代わりに約束手形を振り出した場合の仕訳を問うています。約束手形を借用証書の代用として振り出しているため、手形借入金で処理します。商品代金として約束手形を振り出したのではないため、支払手形で処理することはできないという点に注意しましょう。
4. 定期預金が満期となり利息とともに普通預金に振り替えた場合の仕訳を問うています。定期預金とは別に満期利息分も普通預金に振り替えられますが、満期利息分は収益の発生として認識するため、受取利息勘定に計上します。
5. 社債を購入した場合の仕訳を問うています。社債の取得は有価証券勘定として処理します。有価証券の取得原価は $\text{¥}4,800,000$ ($\text{¥}5,000,000 \div 100 \times 96$) となります。
6. 株式を発行して、株式会社を設立した場合の仕訳を問うています。1株あたり $\text{¥}2,000$ で300株を発行していますので、当座預金に払い込まれた金額は $\text{¥}600,000$ となり、払込金は原則として全額資本金勘定とします。
7. 固定資産税を支払った場合の仕訳を問うています。税金のなかでも「固定資産税」「収入印紙代」「自動車税」などの支払いは租税公課として費用処理することが求められています。

第2問

本問は、①資産と負債、純資産、総収益、総費用、そしてそれらと当期純利益との関係、②期首・期末商品、仕入高、売上原価、純売上高、そして売上総利益との関係についての理

解を問うています。なお、当期に損益取引以外の取引で生じた純資産の変動はなかったため、次のiiiの関係が成立します。

「期首(末)資産＝期首(末)負債＋期首(末)純資産」…… i

「当期純利益＝総収益－総費用」…… ii

「期末純資産－期首純資産＝当期純利益」…… iii

「売上原価＝期首商品棚卸高＋純仕入高－期末商品棚卸高」…… iv

「売上総利益＝純売上高－売上原価」…… v

第3問

伝票制を採用した場合の元帳への転記が正しく行われるかを問うています。伝票制度は、企業の管理システムに応じて決められます。今回の出題の管理システムは、現金出納係がいて、企業業務を執行する担当係員（伝票の「係印」）が入金、出金の伝票を作成し、上席の承認（伝票の「承認印」）を受けた上で、現金出納係（伝票の「会計印」）が実際に入出金の処理をする体制を予定しています。現金収支以外の取引は、振替伝票を管理する部局で処理されます。

第4問

本問は、補助簿である小口現金出納帳の記帳を問う問題です。定額資金前渡制（インプレスト・システム）にもとづいていますので、使用した小口現金の金額だけが週末に補給されることに留意して下さい。最後に繰越記入を行うことを忘れないようにしましょう。

第5問

本問は、精算表の作成を通じて、主として決算整理の理解を問う問題です。決算時に行われる決算整理等は、精算表上は修正記入欄に記入します。以下、具体的な決算整理の内容を示します。

1. 三分法により処理されている場合の決算整理では、売上勘定で売上収益が示され、これに対応する売上原価が仕入勘定で示されます。次期に繰り越される期末商品価額は、繰越商品勘定で示されます。
2. 貸倒れの見積もりについては、売掛金の残高に3.0%を乗じた金額が、決算整理後の貸倒引当金の金額となるようにします。本問は差額補充法によるため、残高試算表の貸倒引

当金の金額と決算整理後の金額との差額を貸倒引当金繰入（費用の勘定）として処理します。

3. 備品の減価償却については、「取得原価－残存価額」を耐用年数の5年で除した金額が、1年分の減価償却費の金額です。また、直接法による処理が要求されていますので、減価償却費の金額だけ、備品勘定を直接減少するように処理します。
4. 現金過不足は期中において発見された現金帳簿残高と現金実際有高との差額であり、現在調査中のものです。しかし、決算手続中に原因が明らかにならなかった金額については、雑損または雑益として処理し、調査終了とします。
5. 期中において、広告費は支払った金額で記録されているので、精算表の広告費の金額には、当期に計上されるべき広告費の金額の一部が未払いのため含まれていません。当期の損益計算を適正に行うためには、広告費の金額に当期に計上されるべき広告費の未払分を追加する必要があります。
6. 精算表の保険料の金額は、当期に支払った金額が計上されています。つまり、当期だけではなく次期に計上されるべき保険料の前払分も含まれています。当期の損益計算を適正に行うためには、保険料の金額に含まれている次期の保険料分すなわち前払分は控除されなければなりません。